

下水道使用料改定のお知らせ

改定日 **令和7年1月1日**

〔奇数月検針のお客様〕 令和7年2月支払分から

〔偶数月検針のお客様〕 令和7年3月支払分から

※検針は、2か月に1回実施しています。

※令和7年2月支払分及び3月支払分は、使用期間が改定日（令和7年1月1日）をまたぐことから、現行使用料と新使用料を使用日数に応じて日割り計算します。

なお、令和7年4月支払分及び5月支払分以降は、新使用料のみでの計算となります。

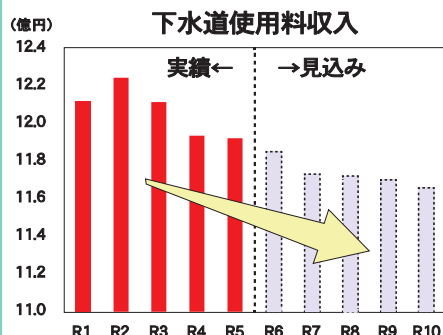
改定の詳細は、ホームページをご覧ください。



下水道使用料改定の理由

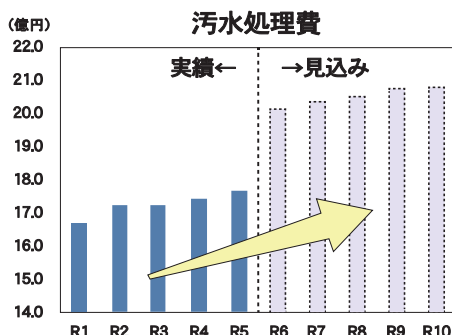
（注）令和6年度以降のグラフは、下水道使用料を改定しない場合の見込みであり、収支の一部を示したものです。

下水道使用料収入の減少



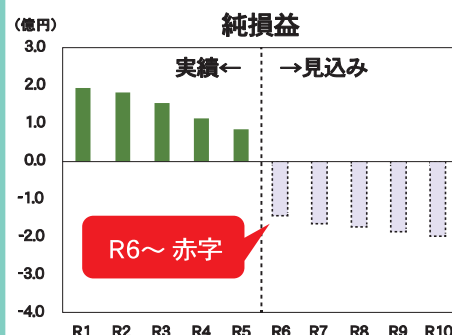
節水型機器の普及などにより、汚水の排出量が減ることで、使用料収入が減少しており、今後も減少が見込まれます。

施設の維持管理費などの増大



物価高騰などの影響で維持管理費が増大するとともに、老朽化施設の更新や施設の耐震化工事にも多額の費用がかかります。

事業の安定的な継続



純利益が減少し、令和6年度から赤字への転落が見込まれることから、事業の安定的な継続のため、下水道使用料の改定が必要です。



新旧使用料早見表（2か月あたり・税込み）

m ³	使用料(円)	m ³	使用料(円)	m ³	使用料(円)	m ³	使用料(円)	m ³	使用料(円)
0	2,640 2,530	25	4,180 3,272	50	9,460 7,700	75	15,235 13,200	100	21,010 18,700
5	2,640 2,530	30	5,170 4,015	55	10,615 8,800	80	16,390 14,300	105	22,275 19,800
10	2,640 2,530	35	6,160 4,757	60	11,770 9,900	85	17,545 15,400	110	23,540 20,900
15	2,915 2,530	40	7,150 5,500	65	12,925 11,000	90	18,700 16,500	115	24,805 22,000
20	3,190 2,530	45	8,305 6,600	70	14,080 12,100	95	19,855 17,600	120	26,070 23,100

※上段：改定後使用料、下段：現行使用料

新旧使用料（2か月あたり・税抜き）

区分	現 行	区分	改 定 後
基本料金	2,300円 基本水量 20m ³ (20m ³ までの使用料は基本料金に含む)	基本料金	2,400円 基本水量 10m ³ (10m ³ までの使用料は基本料金に含む)
超過料金	21m ³ ～40m ³ 135円/m ³ 41m ³ ～ 200円/m ³	超過料金	11m ³ ～ 20m ³ 50円/m ³ 21m ³ ～ 40m ³ 180円/m ³ 41m ³ ～100m ³ 210円/m ³ 101m ³ ～ 230円/m ³

計 算 方 法

使用料 = (基本料金 + 超過料金) × 1.1 [消費税等]

〔計算例〕 2か月で 45 m³を使用した場合

基本料金	0m ³ ～ 10m ³ (基本水量)	2,400 円 … ①
超過料金	11m ³ ～ 20m ³	50 円 × 10 m ³ = 500 円 … ②
	21m ³ ～ 40m ³	180 円 × 20 m ³ = 3,600 円 … ③
	41m ³ ～ 100m ³	210 円 × 5 m ³ = 1,050 円 … ④
合 計		① + ② + ③ + ④ = 7,550 円 … ⑤
使 用 料		⑤ × 1.1 = 8,305 円



※防府市は、「2050年カーボンニュートラル」にチャレンジしています。

読み終わり不要となった紙配布物は、資源ごみ（雑がみ）として排出してください。